

データ利活用のルール整備 に関する取組み

2020年12月21日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

現状と課題

- 世界が「データ駆動型社会」へと進む中、競争の焦点は、バーチャルデータ(※) の利活用から、リアルデータ (※) の利活用にシフト。
- 豊富で質の高いリアルデータ (※) を有するという強みを持っている我が国としては、リアルデータの利活用を推進するため、適切なルール整備が急務。
- 一方、欧州は、2020年2月19日に公表された「欧州データ戦略」において、「データガバナンスに係る法的枠組の提案（2020第4四半期）」、「データ法の提案」（2021）を掲げ、法制化を目指す動きを示している。
- G20大阪サミットでとりまとめた「信頼ある自由なデータ流通」(DFFT)の考え方に沿った国際的なルール作りの加速が重要。国内におけるルール形成を深化させ、その成果を海外に展開し、国際的な議論を主導することが必要。

※バーチャルデータ：Web（検索）、SNSなどのネット空間での活動から生じるデータ

⇒マーケティング分析、ターゲット広告等で既に活用が進む。

※リアルデータ：健康情報、走行データ、製品の稼働状況等や個人・企業の実世界での活動についてセンサー等により取得されるデータ

⇒健康管理サービス、自動診断、都市交通需給管理、自動走行、製造プロセス最適化等での活用

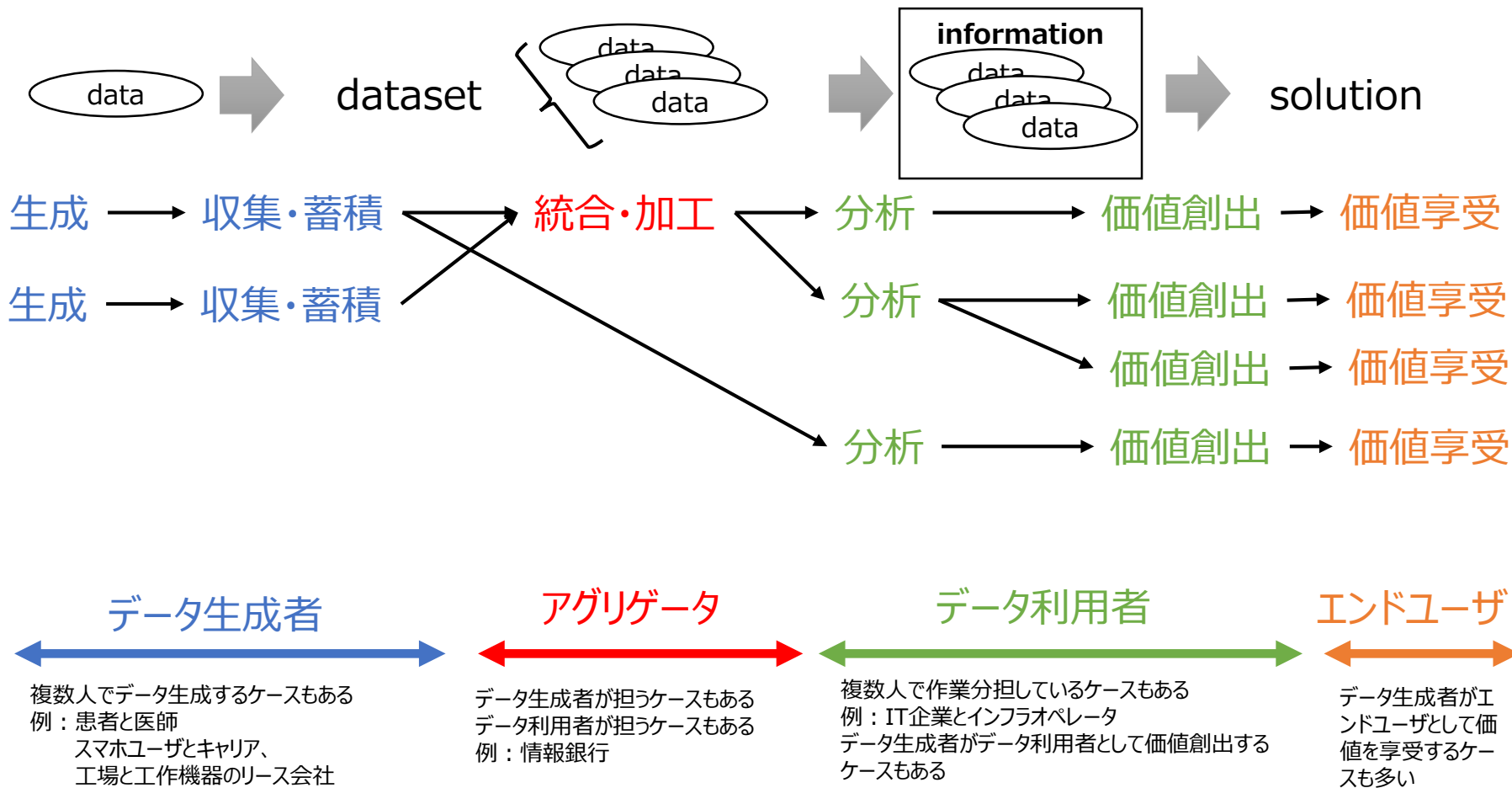


取り組む施策

リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討。

新たな情報財検討委員会（2016年度）で、 データ利活用推進のための知財制度の在り方を議論

報告書に記載された検討事項	主な対応
<u>データ利用に関する契約の支援</u>	AI・データの利用に関する契約ガイドラインの策定（経産省:2018年）
<u>健全なデータ流通基盤の構築</u>	不正競争防止法改正（限定提供データ）（経産省:2018年）
<u>公正な競争秩序の確保</u>	
<u>利活用推進のための制限ある権利の検討</u> データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要かどうかも含めて引き続き検討	データ利活用の現状・諸外国（特に欧州）の動向をふまえ、利活用推進に必要なルール整備の検討が必要



価値創出プロセスも、実行者の役割分担も多様で、エコシステムは複雑
利害関心が複雑に絡む

欧州のデータ取扱いルールの変遷

パーソナルデータ

ノンパーソナルデータ

2016年 **GDPR** **権利付与**

- ・各国バラバラだった取扱いを統一
- ・個人に自らの個人情報へのアクセス権、ポータビリティ権等を付与

欧州データ経済の構築 **政策選択肢の提示**

- ・機械生成データの活用を促すべく、様々な政策オプションを提示
- 例：①契約の透明性・公正性等についてのガイダンス (**ソフトロー**)
- ②不公正な契約防止のための契約ルール (**行為規制**)
- ③data producer's right (**権利付与**)

2018年 **共通欧州データ空間に向けて** **ソフトロー**

- ・オープンデータ指令の提案⇒2019年発効
- ・BtoBデータ共有原則：①契約の透明性、②共有価値の創造、③相互の商業的利益と営業秘密の保護、④ゆがみのない競争確保、⑤ロックイン最小化
- ・BtoGデータ共有原則

非個人データのEU域内自由流通枠組み規則 **ソフトロー**

- ・クラウド運営者に対しデータ移転を可能とする自主規制作成を促す

2019年 **オープンデータ指令** **行為規制**

- ・公的機関のデータ、高価値データセット（モビリティ・気象・地理情報等）の公開時のルール（機械可読・API提供義務等）

2020年 **欧州データ戦略** **方向性の提示**

欧州の価値・基本的権利・人間中心に基づき、市民がより良い意思決定ができ、魅力的で安全でダイキクなデータ活用社会実現をうたう。ルールについては以下の構想を発表。

- ・共通欧州データスペースにおけるデータ流通を推進するためのデータガバナンス法⇒2020年11/25発行
- ・分野横断のデータ共有を推進するためのデータ法⇒2021年Q3 発行予定

データガバナンス法(11/25公表) **行為規制**

- ①官保有データの二次利用推進、②データ共有サービス提供者のガバナンス(認可制度を導入し、違法なデータ転送・アクセスを防止するために必要な技術的、法的、組織的措置を講じること等を義務付け。違反すると認定取消等の措置あり)、③データ利他主義サービスのガバナンス（認定制度導入）

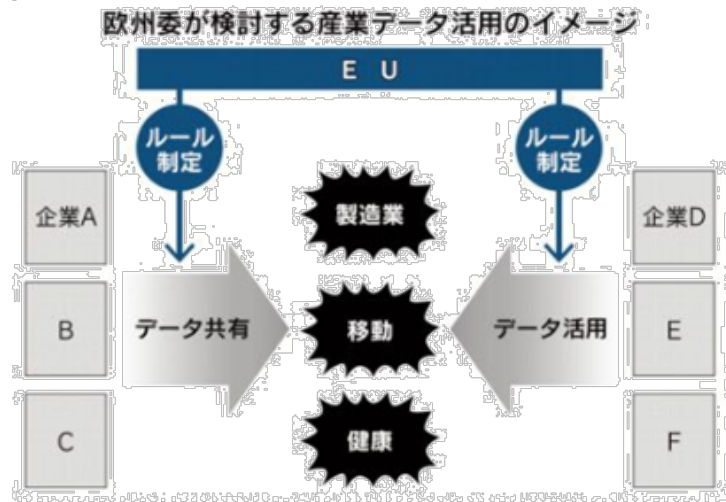
データ法(2021/3Q発行予定)

BtoGデータ共有、共同生成データの責任ある使用に関するルール明確化、データベース指令・営業秘密保護指令の評価・見直し、パーソナルデータスペースにおけるポータビリティ強化等が取り上げられる予定。なお、強制的なアクセス権設定は競争法では解決できない場合に限るべきとの方向性は、すでにデータ戦略に明記あり。

- ・ パーソナルデータはGDPRでデータ主体（個人）を保護
- ・ ノンパーソナルデータはソフトロー⇒行為規制と段階的にアプローチ
 - ・ プラットフォーム運営者に対してデータ取扱いのルール形成を課すアプローチが先行
 - ・ 米中のメガプラットフォームを意識。競争法的観点が見られる

「共通欧州データ空間」

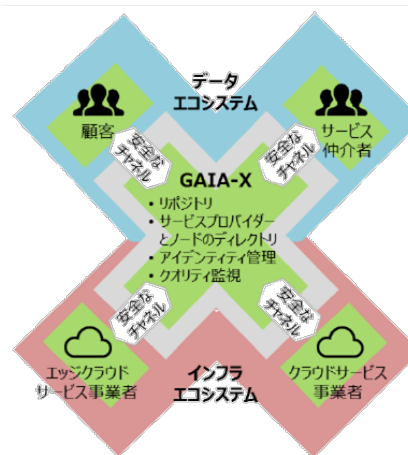
製造業、移動（モビリティ）、健康（ヘルスケア）などの9つの重点分野ごとにデータプールを準備し、欧州企業がデータを共有&活用



<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO55841350Z10C20A2FF8000>

欧州クラウド/データ基盤構想「GAIA-Xプロジェクト」

複数の異なるクラウドサービス間のリンクとして機能することで、組織を跨いだ安全なデータの共有や各種サービスの利用を可能にする仕組み



参画事業者への要求として以下を策定

・標準アーキテクチャ

・共通ルール

非個人データ域内自由流通規則 (2018年) が要求する自主規制 (クラウド間データ移転への対応)作成を含む

https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2020/honbun_html/honbun/101031_2.html

相互連携

共通欧州データ空間に向けて (2018年)

非個人データのEU域内自由流通枠組み規則 (2018年)

オープンデータ指令 (2019年)

欧州データ戦略 (2020年)

データガバナンス法 (2020年)

データ法 (2021年3Q予定)

データ提供者に提供を躊躇させる懸念事項として、以下が指摘されている。

1. 提供先での目的外利用（流用）
 - データ分析によって類推される技術ノウハウ・経営状況・経営戦略が提供先で流用
2. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響
 - 自身が提供したデータへの自身のアクセス・第三者へのアクセス許諾が、提供先によって制限
 - ロックイン
3. 対価還元機会への関与の難しさ
 - 価値（貢献度合い）が事後的に判明するデータについて、適正な利益配分の難しさ
4. 知見等の競合への横展開
 - 提供したデータから生成される製造ノウハウを反映したdataset（例：学習済モデルのパラメータ）等の競合への展開
5. パーソナルデータに対する対応の難しさ
 - 提供データに含まれる個人由来のデータについて、匿名化が十分か
6. 提供先のデータガバナンスへの不安
 - 情報セキュリティ対策が不十分
 - 利用目的の制限や第三者提供の禁止等の契約事項が遵守される体制が十分か不安

さらに、以下もデータ流通がすすまない要因として指摘されている

7. 安心してデータを取引可能な市場の不在
 - 提供されるデータについて、関係者の権利関係の整理がなされているか不安
 - 提供されるデータについて、第三者提供の可否等の利用条件が不明確

「データ戦略」における位置づけ

データ戦略の
アーキテクチャ

戦略・政策
組織 行政 民間
ルール データガバナンス 連携ルール
連携基盤 (ツール)
データ
利活用環境
インフラ

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

○ 理念：信頼（トラスト）と公益性の確保を通じて、データを安心して効率的に使える仕組みを構築する

○ データ活用の原則 自分で決められる、勝手に使われない つながる いつでもどこでもすぐに使える 安心して使える みんなで創る

○ 社会実装・業務改革

データがつながることで「新たな価値を創出」

行政 民間

組織・ビジネスでの取組 いかなる価値を誰に対して生み出すか、国民・行政・産業界のユーザー視点からニーズ分析を行い、デジタルツインの視点でビジネスプロセスをゼロベースで見直す

ワンストップ、ワンズオンリー **重点的に取組むべき分野** データ流通、官民データ活用

○ 喫緊に取組むこと

トラストの枠組みの整備

IDの認証やトラストサービスの評価などトラストアンカーの機能整備の他、誰が(主体・意思)、何を(事実・情報)、いつ(時刻)というトラストの要素について、これらが主張されたおりのものであること(真正性)、改ざんされていないこと(完全性)の確保・証明が必要である。以下のように整理し、各々の論点を整理(論点例:本人確認レベル、発行した自然人、組織、機器の確認方法)

- 主体・意思: 意思表示の証明(意思表示が本人によってなされたものであること等の証明)
- 事実・情報: 発行元証明(発行した自然人、組織、機器が信頼できるか等の証明)
- 存在・時刻: 存在証明(何らかの情報がある時点において存在し、それ以降は改ざんされていないことの証明)

→ 整理した論点について、関係省庁で解決の方向性を検討開始

プラットフォーム

分野横断で検討すべき共通項目

- 共通アーキテクチャの整備(スマートシティ/コネクティッドシティ/アーキテクチャ)
- データ連携の共通ルールの整備*1
- 主要データ標準、データ品質管理フレームワークの策定
- 分野間データ連携基盤でのツール開発(データカタログ検索、データ交換、データ連携契約機能)(分野間連携のための民間促進団体dataex.jp(仮称)によるポータルサイト運営)

*1 データ提供主体/データの真正性、データの取扱いに係る契約の形態、パーソナルデータの取扱い、データ交換のための標準化、データの品質の考え方

分野ごとに検討すべき項目

→ 重点的に取組むべき分野の関係省庁を中心に、官民共同での検討の場を設け、プラットフォームの在り方についてデジタル庁(仮称)発足までに整理(健康・医療、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ等)

- 関係者のニーズ分析: データを中核とした新たな価値創出のための分析
- アーキテクチャの策定: スマートシティ/コネクティッドシティ/アーキテクチャを参照
- ルールの具体化、ツール開発(データカタログ、メタデータ、APIの整備等)

データ整備

ベース・レジストリ整備の推進(ベース・レジストリ・ロードマップの策定)

→ 重点整備対象候補のデータホルダーの関係省庁にて、2021年6月末までに課題整理と解決の方向性を検討

- ベース・レジストリ*1の選定
 - 選定基準*2
 - 重点整備対象候補*3
- ベース・レジストリの推進方法
 - 優先順位に従い段階的に導入
 - 成功事例をつくり効果や課題を明確化

アクション

- ベース・レジストリの指定(内閣官房IT室: 2021年3月末)
- データ整備: 先行プロジェクトの実施(住所や法人情報等)
- 主要データ標準の整備、データ品質管理フレームワークによる評価(内閣官房IT室: 2021年3月末)

*1 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データ

*2 多くの手続きで使われるデータ、災害時に重要なデータ、社会的・経済的な効果が大きいデータ

*3 個人(マイナンバー含む)、法人、文字、不動産、住所、法律、制度、資格、公共施設、インフラ等を指定

その他基盤データの整備の推進

- 特定分野などで社会の基盤として扱われるデータの整備を促進

オープンデータの推進

- オープンデータ基本指針の改定による機械判読性の強化

包括的なデータマネジメントの推進

- 主要データ標準、データ品質管理フレームワーク等の活用

○ **引き続き検討すべき事項**

データ利活用環境整備(データ流通市場の活性化等) デジタルインフラの整備・拡充 国際連携 人材 データ整備方針等へのデータ戦略の反映

<国際連携><人材><デジタル庁(仮称)の役割>

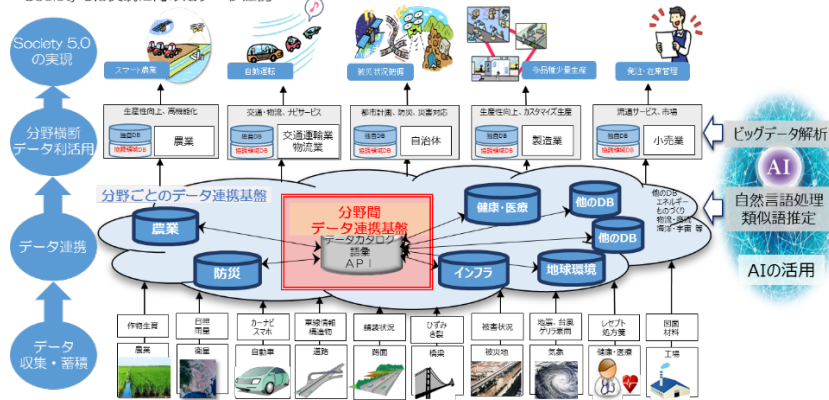
データ戦略において、データ利活用推進のためのルール整備の一部として検討

データ戦略タスクフォース 第一次とりまとめ（案）から要約

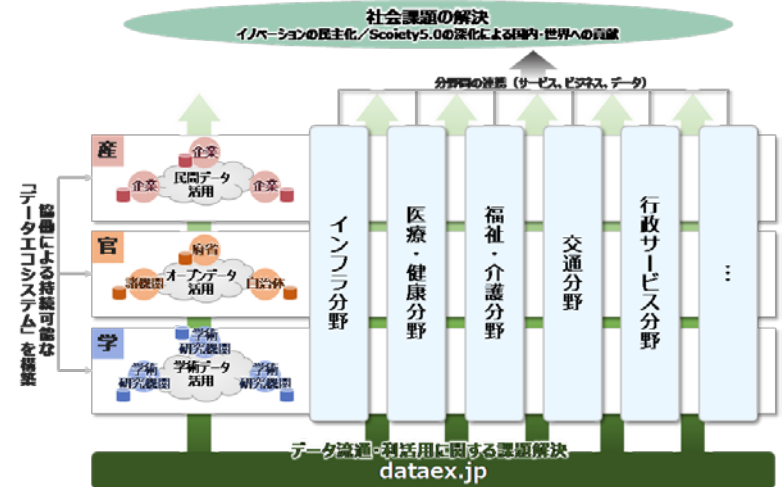
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/data_strategy_tf/dai4/gijisidai.html

- あらゆるデータが安全にAIで解析可能なレベルで利用するためのデータ連携基盤を構築
- ① オープン性 : 誰もがデータを提供でき、かつ欲しいデータを探して入手できるオープンなデータ流通環境
- ② 官民連携 : 官だけでなく、民だけでもない、官民が連携して構築
- ③ 包括性 : あらゆる分野のデータ基盤を連携。国境を越えた連携も想定

Society 5.0実現に向けたデータ連携



分野間データ連携基盤連携イメージ



Dataex.jpが目指すデータ流通・利活用のイメージ

データ連携に必要な共通ルール

- データ提供主体/データの真正性の扱い
- データの取扱いに係る契約ひな形
- パーソナルデータの取扱い
- データ交換のための標準化
- データの質の考え方

分野毎のルールの具体化

同様の項目について、取り扱う情報の機微度、範囲、ステークホルダーの多様性などに応じて、官民の検討の場で具体化する

□ 民間データ流通を推進するためのデータ取扱いルールの在り方

データは使われてはじめて価値を創出することから、多くの者がデータにアクセスして価値創出できるよう、データ流通を推進することが望ましい。

その一方で、①データの生成・収集・加工・蓄積には多数の者が関与しており、これら関与者の利害・関心へ適切に対応できないのではないかと、②いったんデータを提供すると、そのデータがどう使われたとしても何らコントロールができないのではないかと、③データを提供する先の組織・団体が信頼できるのかという不安感が、データの第三者提供を躊躇させる要因になっていると指摘されている。

以上を踏まえて、どのようなデータ取扱いルールが追加的にあるとデータ流通が推進されるのかについてのルールの方向性を関係省庁が連携して2021年度内に検討する。

□ 公共性の高い民間データ活用の在り方

感染症拡大防止などの公益に寄与するデータ活用が現れてきている一方で、プライバシーの問題やデータの収集・加工・蓄積に対する投資回収の観点が課題となっている。

どのような目的のデータ活用を「公共性の高いデータ活用」とすべきか、また公共性とデータ提供者の利害・関心とのバランスをどのように図るのか、公共性の高いデータへの公的機関や研究機関によるアクセスの在り方（データ提供者への不安感の払拭や動機付けの在り方を含む）について、関係省庁が連携して2021年度内に検討する。